# 名古屋議定書における遵守手続

西村智朗\*

#### 目 次

はじめに

- 第1章 名古屋議定書採択から第1回締約国会合までの交渉経緯
- 第2章 名古屋議定書遵守手続の概要
- 第3章 名古屋議定書遵守手続の特徴と多数国間環境協定の遵守手続の方向性 おわりに

#### はじめに

「生物の多様性に関する条約(以下「生物多様性条約」)の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(以下、名古屋議定書)」は、所定の条件を満たして2014年10月12日に発効した。これに伴い、第1回の締約国会議が2014年10月13日から17日にかけて大韓民国の平昌で開催された。

名古屋議定書<sup>1)</sup>の目的は、その名称から明らかなように、生物多様性条約第1条に規定される中核的な3つの目的の1つである「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を実現することであり、そのこと

- \* にしむら・ともあき 立命館大学国際関係学部教授
- 1) 名古屋議定書の概要について、(財)バイオインダストリー協会資源総合研究所監修『生物遺伝資源へのアクセスと利益配分——生物多様性条約の課題——』(信山社, 2011年),及び磯野弥生「名古屋議定書に関する論点と内容——名古屋議定書は ABS の課題をどのように解決したか」『ジュリスト』第1417号(2011年)8-15頁。See also Elisa Morgera, Matthias Buck and Elsa Tsioumani (eds.), The 2010 Nagoya Protocol on Access and Benefitsharing in Perspective Implications for International Law and Implementation Challenges (Martinus Nihoff, 2013).

によって残る2つの目的である「生物の多様性の保全,及びその構成要素の持続可能な利用」にも貢献(第1条)<sup>2)</sup>することである。

名古屋議定書は、交渉の経緯で先進国と途上国、及び遺伝資源の提供国と利用国の間の激しい意見対立により<sup>3)</sup>、いくつかの条文で詳細な制度構築を後の締約国会議での交渉に委ねることになった。例えば、アクセス及び利益配分(Access and Benefit Sharing:以下 ABS)情報交換センター(Clearing-House,第14条)は、「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議(The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties:以下、COP/MOPとし、会期数を語尾に記す。)の第1回会合において検討し、及び決定」すると規定する(4項)。また、事務局の役務にかかる費用を締約国が負担するため、締約国会議は、COP/MOP1において「必要な予算措置について決定する(第28条3項)<sup>4)</sup>」。同様に、本稿で検討する遵守手続も、第30条で「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第1回会合において、この議定書の規定を遵守することを促進し及び不履行の事案に対処するための協力についての手続及びそのための組織的な制度を検討し、及び承認する」と規定する。

本稿では、COP/MOP1 で採択された名古屋議定書の遵守を促進し、不

<sup>2)</sup> 本稿脱稿時点で日本は名古屋議定書を批准していないことから、公定訳は存在しない。 したがって、本稿では筆者が翻訳を担当した松井・薬師寺他編『国際環境条約・資料集』 (東信堂、2014年)の訳を用いる。同書の編集にあたり、著者は薬師寺公夫教授に条約の 翻訳手法や編集作業の留意事項など多くの助言と指導を頂いた。本稿はこれまでの学恩に 対するささやかな感謝を示すものである。

<sup>3)</sup> 名古屋議定書の交渉経緯については、拙稿「遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書――その内容と課題――」『立命館法学』第333・334号 (2011年) 1105-1133頁。

<sup>4)</sup> その他に、第10条では、締約国は、国境を越えた状況で存在する遺伝資源(伝統的知識を含む。)又は事前の情報に基づく同意を与えること若しくは得ることができないものの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、「地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組み」について検討することを規定する。また31条では COP/MOP が議定書発効後5年後に(その後は少なくとも5年ごとに)この議定書の有効性についての評価を行うこととしている。拙稿「前掲論文(注3)」1125-1127頁。

遵守の事案に対処するための手続及び組織上の制度(以下,遵守手続)の 交渉過程とその成果を概観し、そこから見えてくる名古屋議定書の特殊性 と多数国間環境協定(multilateral environmental agreement:以下, MEA)に おける遵守手続の方向性について考察する。

### 第1章 名古屋議定書採択から第1回締約国会合までの交渉経緯

#### 1 名古屋議定書における遵守に関する規定

前述のとおり、名古屋議定書は、2010年10月に生物多様性条約のCOP10で採択された際には、その制度を完成させておらず、むしろ発効後に開催されるCOP/MOP1での交渉にその詳細を委ねることで、採択時の対立を回避しようとした。ただし、遵守手続に言及する第10条はCOP/MOPに白紙委任しているわけではなく、制度の性格として「適当な場合には、助言又は支援を行うための規定を含める」ことを確認している他、紛争解決手続との関係において「条約第27条に定める紛争解決のための手続及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない」ことを明記している5)。言い換えれば、COP/MOP1で承認される遵守手続は、本条に定める条件に反しない限り、締約国間の交渉に委ねられる。

# 2 議定書に関する政府間交渉委員会及び条約第11回締約国会議

生物多様性条約の COP10 は、名古屋議定書を採択すると同時に、上記の問題を検討するために、名古屋議定書のための公開の特別政府間委員会 (The Open-ended Ad Hoc Intergovernmental Committee for the Nagoya Protocol:以下、ICNP とし、会期数を語尾に記す。)を設置した<sup>6)</sup>。そして次回の

<sup>5)</sup> 名古屋議定書には紛争解決条項が存在しないが、紛争の解決を規定する生物多様性条約 第27条5項が「この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書に ついて準用する。」と明記していることから、同条の規定が適用可能と推定される。

Decision X/1 adopted by the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity at its tenth Meeting, UNEP/CBD/COP/10/27, 20, Jan, 2011, pp.87-88.

COP11 までに 2 回開催された ICNP は、遵守手続及び制度の交渉についても討議の対象とされた。

# ① 第1回会合 2011年6月5~10日

ICNP1 は上記日程で、カナダのモントリオールで開催された。この会合では、遵守手続及び制度が取り扱う範囲について議論が紛糾した<sup>7)</sup>。事務局が交渉の前提として作成した作業文書<sup>8)</sup>が、遵守手続について「(議定書)第30条の文脈から第15条及び第16条(国内法令)の遵守並びに相互に合意する条件(mutually agreed terms:以下、MAT)(第18条)の遵守の概念を除く」と記述されていたことに対して、アフリカ・グループをはじめとする途上国は、議定書第30条に基づく不遵守の対応は議定書のすべての義務に適用されるとして強く抗議した。共同議長は議定書における遵守には(1)議定書に基づく国際義務に対する国家の遵守と(2)国内レベルでの利用者の遵守の2種類が存在することを確認すると共に、改訂版<sup>9)</sup>の作成を指示した。併せて「不遵守の帰結は、一般的に締約国を法的に拘束しない」という文言についても改正版では削除された。

遵守手続の性格として、多くの先進国は促進的かつ簡素な制度を要求し、特に懲罰的な性格や貿易関連の制裁を伴う手続に反対した。そして、既に存在する関連国際条約、とりわけ名古屋議定書と同様に生物多様性条約の議定書である「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタへナ議定書(以下、カルタヘナ議定書)」及び国連食糧農業機関が2001年に採択した「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture:以下、

International Institute for Sustainable Development (IISD), Earth Negotiations Bulletin (hereafter cited as ENB), vol. 9, no. 551, pp.8-11.

<sup>8)</sup> Cooperative Procedures and Institutional Mechanisms to Promote Compliance with the Protocol and to Address Cases of Non-Compliance, UNEP/CBD/ICNP/1/6.

<sup>9)</sup> UNEP/CBD/ICNP/1/6/Rev.1, 9 June 2011.

ITPGRA)」の遵守手続を出発点として議論することを支持した<sup>10)</sup>。これに対して、途上国もこれまでの MEA の不遵守の事例が能力不足又は資金不足によるものが多いことから、支援的制度を期待した。他方で中国は、「他の関連する協定から学んだ教訓や経験」とは専ら MEA に限定されるべきであり、他の国際文書、例えば人権や核管理との違いを強調した。併せて、遵守手続における発展途上国の特別のニーズの考慮も主張した<sup>11)</sup>。

最終的に、ICNP1では、締約国は議定書に基づくすべての義務を遵守しなければならないことを再確認すると共に、政府、国際機関、少数人民及び地域社会(indigenous and local communities:以下、ILCs)及び関連する利害関係者に2011年9月1日までに遵守に関する手続及び組織上の制度のための要素と選択肢に関する見解を送付するよう要請すること、並びにこれらを踏まえて専門家会合を開催し、ICNP2に報告すること、及びCOP/MOP1で結論を出すことができるように締約国に最大限の努力を促すこと等を勧告する文書を採択した<sup>12)</sup>。

上記の要請に対して、締約国(グループを含む。)からアフリカ・グループ、インド、中国、ホンジュラス、メキシコ、フィリピン、タイ、EU、スイス、カナダ、韓国及び日本、並びに非国家アクターから3団体が意見を提出した<sup>13)</sup>。これらによると、遵守手続の性格として、協力的、非敵対的、支援的であることについては、ほとんどの国からの支持があった。しかし、これらの性格に加えて、途上国は懲罰的又は強制的な制度の導入

<sup>10)</sup> ENB. vol.9. no.551. p.9.

<sup>11)</sup> ただし、インド、中国及びサウジアラビアなど、カルタヘナ議定書や ITPGRA での不遵守の事例が少ないことから、これらの文書への言及を削除するべきという意見もあった。Ibid.

<sup>12)</sup> Recommendation 1/4, Cooperative procedures and institutional mechanisms to promote compliance with the Protocol and to address cases of non-compliance in Report of the First Meeting of the Open-Ended Ad Hoc Intergovernmental Committee for the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization, UNEP/CBD/ICNP/1/8, 21 June 2011, p.34.

<sup>13)</sup> これらの意見には文書番号は無いが、以下の生物多様性条約公式ウェブサイトで確認することができる。https://www.cbd.int/abs/submissions-compliance/

を支持しており、例えばアフリカ・グループは遺伝資源を収奪されたという過去の経験から懲罰的(punitive)な性格を持たない措置は不十分だと述べ、またインドも抑止的機能という観点から強制(enforcement)アプローチの導入を提案した $^{14}$ )。これに対して、日本は、作業文書の不遵守に対する措置については、インセンティブ、又は利用可能な資金の範囲内での支援を通じた不遵守の事案の解決に重要性を置くべきであり、制裁は適切な解決とは言えないと主張した $^{15}$ )。もっとも EU は不遵守の措置のリストの中に、「飴と鞭(carrots(facilitative measures)and sticks(stronger measures))」のバランスが必要であると述べており $^{16}$ )、全ての先進国が強制的な措置を否定しているわけではない。

#### ② 第2回会合 2012年7月2~6日

ICNP2 は、上記日程でインドのニューデリーで開催された。この会議では、遵守手続に関する専門家委員会の報告書で採択された成果<sup>17)</sup>を踏まえて、遵守手続の基本的な枠組みや構成などについて議論が行われた。

手続の性格については、非敵対的で促進的な性格を持つことについては ほぼ合意が形成されていたが、措置の内容については、不遵守の一部に対

- 14) African Group views on Elements and Options for Cooperative Procedures and Institutional Mechanisms to Promote Compliance with the Nagoya Protocol and to Address Cases of Non-Compliance, pp.1-2. and India's preliminary views on elements and options for cooperative procedures and institutional mechanisms to promote compliance with Nagoya Protocol and to address cases of non-compliance, p.1, Ibid.
- 15) Cooperative Procedures and Institutional Mechanisms to Promote Compliance with the Nagoya Protocol and to Address Cases of Non-Compliance (Japan's Comments), para.5, Ibid.
- 16) EU submission to the CBD notification 2011-135 on elements and options for compliance procedures and mechanisms under Article 30 of the Nagoya Protocol, taking into account the experience and lessons learned from other relevant multilateral agreements, para.22, Ibid.
- 17) Report of the Expert Meeting on Cooperative Procedures and Institutional Mechanisms to Promote Compliance with the Nagoya Protocol on Access and Benefit-Sharing and to Address Cases of Non-Compliance, UNEP/CBD/ICNP/2/12, 1 Mar. 2012.

して制裁(sanction)を課すべきという意見や、権利及び特権の停止といった措置に対して賛否が分かれた。また、重大な不遵守が継続する場合の対応についても対応が分かれた $^{18)}$ 。さらに、帰結の法的拘束力の有無についても意見が対立した $^{19)}$ 。

遵守委員会における委員の構成については、国連の地域グループに基づいて配分されることについては異論はなかったが、別枠で ILCs の代表を加えるべきとする主張<sup>20)</sup>がなされ、この場合正規の委員とするか、オブザーバーとするかで意見が分かれた。また委員は国家代表としての地位を持つのか、それとも個人の資格で任務を果たすのかについても見解が対立した。手続の開始に関しては、不遵守国自ら申請できることについて合意があったが、それ以外の主体については意見の隔たりがあった。

議論の結果,ICNP は遵守手続の草案<sup>21)</sup>を勧告し,これを採択した<sup>22)</sup>。 同草案には,遵守手続に組み込まれるものとして,目的,性質及び基本原則,組織上の制度,遵守委員会の機能,手続,手続開始後の委員会のための情報及び委員会による協議,遵守を促進し不遵守の事案に対処するための措置,手続及び制度の再検討があげられると共に,不遵守の事例を確認し,委員会に付託するために発展途上国並びに少数人民及び地域社会を支援するオンブズマン制度も新たに加えられた<sup>23)</sup>。

<sup>18)</sup> 例えば、ブラジルは繰り返されるが重大ではない不遵守の事案のみ COP/MOP に通知され、COP/MOP が国際法に従って適切な措置を取ることを支持した。ここでいう国際法に従った措置とは、モントリオール議定書の遵守手続の帰結で採用された権利停止のことと考えられる。See ENB, vol.9, no.579, p.11.

<sup>19)</sup> アフリカ・グループが支持を表明し、カナダ及び EU が反対した。*Ibid*.

<sup>20)</sup> 例えばスワジランドやブラジルなど。Ibid.

<sup>21)</sup> Draft Recommendation Submitted by the Co-Chairs, in Cooperative Procedures and Institutional Mechanisms to Promote Compliance with the Protocol and to Address Cases of Non-Compliance, UNEP/CBD/ICNP/2/L.9, 5 July 2012.

<sup>22)</sup> Report of the Second Meeting of the Open-Ended Ad Hoc Intergovernmental Committee for the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from Their Utilization, UNEP/CBD/COP/11/6, 26 July 2012 p.15.

<sup>23)</sup> Ibid, pp.48-54.

### ③ 生物多様性条約締約国会議第11回会合 2012年10月8~9日

生物多様性条約の COP11 は、上記の日程で、インドのハイデラバードで開催された。同会議では、遵守手続に関する具体的な交渉は行われなかったが、議定書の COP/MOP1 で検討し、かつ承認することを可能にするために、2回の ICNP によって作成された遵守に関する手続草案を ICNP3 に送付した $^{24}$ 。

# ④ 第3回会合 2014年2月24~28日

ICNP3 は上記日程で、CO12 と同じ韓国の平昌で開催された。この会議の段階では、議定書の批准国はまだ18か国で、発効要件である50か国を満たしておらず、COP12 での MOP1 開催は未確定だったが、議定書第26条6項に従い COP/MOP1 の暫定的な議題案<sup>25)</sup>の検討が行われ、そこで、COP11 で採択された遵守手続の草案の検討が行われた。

議長によって示された草案<sup>26)</sup>に対して、多くの点で先進国と途上国の対立が残されていた。例えば、遵守手続の性格として、懲罰的という文言を含めるか否かについて、遺伝資源提供国<sup>27)</sup>の一つである南アフリカは、遵守を促進する上で、制度は協力的かつ促進的であるべきだが、他方で、不遵守に対処するに当たり、強力かつ効果的であるべきと主張した。また同国は、不遵守の原因について、能力不足と政治的な意思の欠如の間には違いがあると強調した。これに対して EU は、手続は簡素で、促進的、非

Report of the Eleventh Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/11/35, 5 Dec. 2012, p.78.

<sup>25)</sup> Draft Provisional Agenda for the First Meeting of the Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Nagoya Protocol, UNEP/CBD/ICNP/3/L.5, 27 Feb. 2014.

<sup>26)</sup> Cooperative Procedures and Institutional Mechanisms to Promote Compliance with the Nagoya Protocol and to Address Cases of Non Compliance, UNEP/CBD/ICNP/3/8, 10 Dec. 2013.

<sup>27)</sup> 遺伝資源提供国によって構成される交渉グループを「メガ多様性同士国家 (Like-Minded Megadiversity Countries) という。

司法的かつ非敵対的であるべきであると述べ、日本も手続は法的拘束力を持つべきではないという観点から、不遵守の事案に対する助言と支援を含む協力的措置を支持し、制裁に反対した $^{28)}$ 。これに対して、アフリカ・グループを代表したウガンダが、継続的又は故意の不遵守の場合に遵守委員会の権限が制限されることに疑義を表明した。議論の結果、最終的に草案に両論併記されていた $^{29)}$ 「懲罰的」や「法的拘束力の有/無」など、対立していた文言はすべて削除された $^{30)}$ 。

また、手続の開始主体については、不遵守締約国、他の締約国及び COP/MOP の他に、事務局、公衆、ILCs による申立が草案の中に残されていたが、合意には至らなかった。その他に、委員会の公開可能性、委員会が検討するべき情報の種類、さらに軽微な(de minimis)付託等<sup>31)</sup>に対する委員会の対応について、コンタクト・グループで議論されたが、これらについても ICNP3 では決着することができなかった<sup>32)</sup>。

他方で、委員会の構成については若干の歩み寄りも見られた。例えば、EU はこの会議で ILCs の参加の方法を模索することを受け入れる意思を表明した<sup>33)</sup>。また、委員の資格について、カルタヘナ議定書を参照とすべきとする意見に多くの支持が集まった他、任期(4年間で再任不可)についても合意した。その他の問題(委員会の定足数及び意思決定方法、並びに議長の選出方法)については、合意に達することができなかった<sup>34)</sup>。

<sup>28)</sup> ただし、アルゼンチンが貿易制裁のような懲罰的措置を課すことに疑義を表明するなど、途上国の中でも委員会の帰結に制裁を含むべきではないとする国もあった。*ENB* vol. 9, no.617, p.7.

<sup>29)</sup> Supra note.26, p.2.

<sup>30)</sup> Report of the third Meeting of the Open-Ended ad hoc Intergovernmental Committee for the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization, UNEP/CBD/COP/12/6, 14 Apr. 2014, p.42.

<sup>31)</sup> その他に、「はっきりした証拠がない」「要件を満たしていない」又は「匿名の」場合の 対応について意見が対立していた。*Supra* note 28, p.8.

<sup>32)</sup> Subra note 28, pp.8-9.

<sup>33)</sup> Supra note 28, p.7.

<sup>34)</sup> Supra note.30, pp.42-43.

#### 3 議定書第1回締約国会合

2014年7月14日にウルグアイが50番目の締約国となったことで、名古屋議定書は10月12日に発効する運びとなった。このことにより、平昌で開催される第12回締約国会議が名古屋議定書の第1回締約国会合(COP/MOP1)となった<sup>35)</sup>。

遵守に関しては、本会議は、ICNP3 の報告書及び名古屋議定書の状況報告書<sup>36)</sup>に留意し、遵守に関するコンタクト・グループを設置した。同グループでの検討の結果、遵守委員会は議定書の遵守を取り扱うべきであって、国内法を取り扱うべきでないということに留意し、委員会はMAT、植物遺伝資源に関する問題を検討してはならないことを確認する文書は不要であるということに合意した<sup>37)</sup>。

その他の遵守手続に関する主な懸案事項は、遵守委員会の構成と手続の開始方法であった。このうち、遵守委員会の構成に関しては、ILCs の参加について、(1) ILCs 代表の委員会への参加可能性、(2) 参加可能となった場合の ILCs 代表の指名方法、そして (3) 参加可能となった場合の参加資格、について意見が分かれていた。その中には、ILCs は通常のオブザーバーとは区別されるべきと述べるものもあったが、最終的に、2名のILC 代表が ILCs によって指名され、少なくとも1名は途上国から選出され、オブザーバーとしての役割を果たし、意思決定を除く委員会の検討に

<sup>35)</sup> COP12 のホスト国であった韓国は、名古屋議定書の原締約国ではなかったため、同議 定書の締約国会合 MOP1 のみ議長を務めることができず、インドの Hem Pande 氏が議長 に選任された。Report of the First Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity serving as the Meeting of the Parties to the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization, UNEP/CBD/NP/COP-MOP/1/10, 20 Oct. 2014, p.78.

<sup>36)</sup> Report of the Third Meeting of the Open-Ended Ad Hoc Intergovernmental Committee for the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization, UNEP/CBD/COP/12/6, 14 Apr. 2014 and Status Report on the Nagoya Protocol, UNEP/CBD/COP/12/8/Rev.1, 12 Oct. 2014.

<sup>37)</sup> ENB, vol.9, no.645, p.24.

参加する権限を有することとなった<sup>38)</sup>。

次に手続開始に関して、最終的に、既に合意されていた不遵守締約国、他の締約国、COP/MOP以外による申請は削除された。また、不遵守の事案に対処する手続については、条約の特権及び権利停止に関する規定は削除されたが、大規模な又は繰り返される不遵守の事案について、国際法の適用可能な規則に従って措置を取る規定は残された<sup>39)</sup>。

各国代表は、名古屋議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力的な手続及び組織上の制度に関する文書を承認し、その後、本会議は、遵守委員会の委員と代理委員として地域グループから、オブザーバーとして ILCs から候補者を選出した<sup>40)</sup>。

# 第2章 名古屋議定書遵守手続の概要

COP/MOP1 で採択された「名古屋議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力的な手続及び組織上の制度<sup>41)</sup>」の概要は以下の通りである。

名古屋議定書遵守手続は、最初にA節で、その目的、性質及び基本原則を規定する。まず議定書第30条を踏襲し、その目的が「議定書の規定の遵守を促進し、不遵守の事案に対処すること」であることを確認し、「これらの手続及び制度は、適当な場合に、助言と支援を提供することを含む」こと、並びにこの手続が「生物多様性条約第27条に基づく紛争解決手続とは別個のものであり、またこれらを害することなく適用する」ことを確認する(A節1項)。次に、その性質として、遵守手続は、非敵対的、協力

<sup>38)</sup> Supra note 35, pp.31-32.

<sup>39)</sup> Supra note 35, p.34.

<sup>40)</sup> Supra note 35, pp.89-90.

<sup>41)</sup> Decision NP-1/4, Cooperative procedures and institutional mechanisms to promote compliance with the Nagoya Protocol and to address cases of non-compliance in supra note 35, pp.30-34.

的,簡素的,迅速的,助言的,促進的,柔軟的及び費用効果的なものとする(A節2項)。そして,手続及び制度の運用は,公平性,適正手続,法の支配,無差別性,透明性,説明責任,予見可能性,信義誠実,及び効率性の諸原則を指針とする。この運用は,発展途上締約国,特に後発発展途上国,及び小島嶼発展途上国,並びに経済移行国の特別のニーズに注意を払い,議定書の実施に当たって,これらの国が直面する困難を十分考慮する(A節3項)。

次に、組織上の制度を定めるB節では、遵守委員会は国連の5つの地域グループから各3名を基礎として締約国により指名され、COP/MOPによって選挙された15名の委員で構成される。締約国は、この指名にILCsの代表を含めることができるが、これとは別に、ILCsから2名の代表が選出され、オブザーバーとしての任務を果たす。彼らは、決定の採択を除いて委員会の討議に参加する権限を有する<sup>42)</sup>(以上、B節2項)。

委員会の委員及び ILCs の代表は、議定書に含まれる分野の技術的、法的又は科学的専門分野(例えば、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識)で有能と認められる人物とされ、客観的に、議定書の最大の利益に基づき、個人の専門家の資格に基づいて任務を行う(B節4項)。委員の任期は4年間で2年ごとに交代する。その後は毎回、COP/MOPは、全任期で新しい委員を選び、その任期が満了する委員と交代する。委員は2回を超えて連続して務めることができない。任期は ILCs の代表についても同様である(B節5項及び6項)。

委員会は、隔年で開催される COP/MOP 会期の間に少なくとも1回開催され、必要な場合、及び財源が利用可能な場合に限り、追加の会合を開催することができる。会合は、COP/MOP の少なくとも3か月前に開催することを原則とする(B節7項)。委員会の議長及び副議長は、国連の

<sup>42)</sup> ただし、締約国のみが含まれ、その問題が先住人民及び地域社会の利益に関連しない個別の案件、並びに関係締約国がオブザーバーを排除する討議を選択する個別の案件について、2名の先住人民及び地域社会からのオブザーバーは、討議に参加することができない。

5つの地域グループの持ち回りで、定足数は委員数の3分の2とする(B 節9項及び10項)。

委員会は、すべての議題につきコンセンサスにより合意に到達するよう 最善の努力を行うが、そのためのすべての努力が行われても合意に到達し なかった場合には、最後の手段として出席し投票する委員の3分の2の多 数又は8名の委員のいずれか多い方によって決定を採択する(B節11項)。

委員会の会合は、委員会が別段の決定を行わない限り公開とする。ただし、委員会がその遵守について検討中の締約国に関する個別の事案を取り扱っている場合、当該締約国に公開されるが、関連締約国<sup>43)</sup>が別段の合意をしない限り、公衆には非公開とする(B節12項)。なお、事務局は委員会の会合で役務を果たし、その手続に従って事務局に対して認められた追加的任務を遂行する(B節14項)。

委員会の任務を規定するC節によれば、委員会は、議定書の規定の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するために、その手続に基づく任務及びCOP/MOPによって委員会に認められたその他の任務を遂行する(C節1項)が、任務の遂行に当たり、委員会は、遵守の問題とその解決の選択肢に関する経験を共有するために、その他の協定の遵守委員会と協議することができる(C節2項)。委員会の報告書(任務の遂行に関する勧告を含む。)は、検討及び適切な行動のために次回のCOP/MOPに提出される(C節3項)。

不遵守に関する手続は、(a) 自らの遵守に関する事案を申請する締約国、(b) 他の締約国、及び(c) 名古屋議定書 COP/MOP からの申立を委員会が受領することによって開始される(D節1項)。申立は、(a) 関連する事項、(b) 議定書の関連規定、及び(c) 関連する事項を実証する情報を明記した書面により、事務局を通じて委員会に送付される(D節2項)。事務局は、上記(a)の場合、受領後30日以内に委員会に、それ以外の場合は受領後30日以内に関連締約国に申立を送付する(D節3及び4項)。ただし、上

<sup>43) 「</sup>関連締約国 |とは、D節に基づいて提起される問題に関連する締約国をいう(B節13項)。

記(b)の場合、それが軽微なもの(de minimis)又は明らかに根拠薄弱なものについては検討しないことを決定することができる(D節7項)。

関連締約国が申立を受領した場合,当該締約国は一定期間以内<sup>44)</sup>に関連情報を提供することを原則とする(D節5項)。事務局が,当該締約国から又は他の情報源から何らかの対応又は情報を受領した場合,事務局はそれらを委員会に送付する。事務局が,一定期間内に関連締約国から何らかの対応又は情報を得られなかった場合,事務局は,委員会に直ちにその申立を送付する(D節6項)。

関連締約国、及び招聘によって申立を行った締約国は、委員会による申立の検討に参加することができる。ただし、委員会の勧告の検討及び採択に参加することはできない。なお、委員会は、関連締約国に勧告案を閲覧可能にしてコメントの機会を与える。いかなるコメントも委員会の報告書とともに COP/MOP に送付される(D節8項)。

委員会は、締約国が第29条に基づく国家報告書を提出することができない、又は関連締約国が議定書に基づく義務の履行が困難になったという情報が示された状況を検討することができる。当該情報は以下のものが受領される。

- (a) 国家報告書を通じた. 又は ABS 情報交換センターからの情報
- (b) 以下のものに基づく事務局からの情報
  - (i) 締約国の国家報告書の完全性又は正確性に関する情報
  - (ii) 締約国が ABS 情報交換センターに提出した情報の完全性又は正確性に関する情報
  - (iii) 議定書の規定に関連した直接影響を受けた ILCs によって提供された議定書第12条 1 項の遵守に関連するその他の情報

事務局は、関連締約国からの情報に対して ILCs から受領した情報を検 討する。事務局は、解決できなかった問題のみを委員会に送付する。委員

<sup>44)</sup> 締約国が延長を要請しない限り、申立の受領後60日以内に、延長の申請があった場合、 当該延長は、委員会議長により90日までの範囲で認められる(同項)。

会は、上記第4項から7項に従って手続を取る(D節9項)。

E節の手続開始後の委員会への情報及び委員会による協議では、委員会は、情報の信頼性を確保するという観点から、関連する情報源(影響を受けるILCs からのものを含む。)からの情報を収集し、受領し、及び検討する(E節1項)。この検討に際して、委員会は、独立した専門家からの助言(特にILCs が直接影響を受ける場合には、先住人民及び地域社会の専門家を含む。)を収集することができる他、関連締約国の招聘により、当該締約国の領域で集める情報を受けることができる(E節2及び3項)。

F節は、遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための措置について規定しており、委員会は、(a) 関連締約国の遵守の能力、(b) 発展途上締約国 (特に後発発展途上国及び小島嶼国、並びに経済移行国) の特別のニーズ、並びに(c) 不遵守の原因、タイプ、程度及び頻度といった各要素を考慮し、検討の結果、遵守を促進し、不遵守の事案に対処するために、委員会は、以下のことを行う(F節1及び2項)。

- (a) 適当な場合、関連締約国に助言を与え、支援を促進する。
- (b) 適当な場合, 関連締約国に適切な段階, 合意した時間枠, 及び満足 な実施を評価する指針を特定し, 遵守行動計画を作成することを要 請し, 当該国を支援する。
- (c) 関連締約国が議定書に基づく義務を遵守するために、その努力に関する報告の進捗を提出するよう促す。

委員会の勧告に基づき、COP/MOPは、遵守の促進及び不遵守の事案の対処の見地から、以下の行動を取る(F節3項)。

- (a) 上記第2項(a)から(c)に規定する措置のいずれかを取る。
- (b) 適当な場合, 財政的及び技術的支援, 技術移転, 訓練及びその他の 能力構築の措置へのアクセスを促進する。
- (c) 関連締約国に対して、書面による警告、懸念の表明、又は不遵守の 官言を公布する。
- (d) 適当な場合、大規模な又は繰り返される不遵守の事案について、議

定書第26条4項及び国際法の適用可能な規則に従い、重大な措置の 必要性を念頭に置いて他の何らかの措置を決定する。

最後にG節で、この手続及び手続の再検討に関して、COP/MOPは、評価及び再検討を定める議定書第31条に従い、この手続及び制度の有効性の再検討を行い、適切な行動を取る(G節1項)。

# 第3章 名古屋議定書遵守手続の特徴と 多数国間環境協定の遵守手続の方向性

# 1 名古屋議定書導守手続の特徴

第2章で見た名古屋議定書遵守手続の概要から、同議定書の特殊性、及び近年多くの MEA で設置されている遵守手続の共通点を確認することができる。

前述したとおり、名古屋議定書第30条は、同じ生物多様性条約の議定書であるカルタへナ議定書の規定(第34条)をそのままの継承し、遵守手続の詳細を COP/MOP1 での決定に委ねている。このような授権規定(enabling provision)を置く MEA は数多い。ただし、2013年に採択された水銀に関する水俣条約のように、遵守手続の内容がある程度交渉段階で確定していれば<sup>45)</sup>、条約本文の中で比較的詳細にその枠組みを規定することができる。名古屋議定書の場合、枠組条約制度としてカルタへナ議定書という先行議定書が存在したことも、このような簡素な規定を容易にしたと言える。もっともこのことにより、遵守手続の詳細は、締約国会議の決定に委ねられることになり、とりわけ、議定書が COP/MOP1 で手続及び制度を承認することを定めている場合は、原締約国がその作成に決定的な

<sup>45)</sup> 水俣条約は、第15条で実施及び遵守委員会に関する規定を置く。同条は、促進的性格を持つ遵守委員会を設置し(1項)、委員会に遵守の審査並びに実施及び遵守に関する個別的並びに制度的な問題の検討と締約国会議への勧告の任務を与え(2項)、委員の構成や資格(3項)、手続の開始(4項)、勧告の決議方法(6項)をあらかじめ確定している。委員会の手続規則のみ、条約の締約国会議の第2回会合で承認することとする(5項)。

影響力を行使することになる。

そして、名古屋議定書遵守手続の最大の特徴は、委員会の恒常的なオブザーバーとして、ILCsの代表が選出される点である。これまでも、気候変動の悪影響に脆弱な発展途上小島嶼国選出の委員が他の委員とは別枠で選出される京都議定書遵守手続の例もあるが、あくまでも締約国からの選出である。名古屋議定書の遵守手続において、ILCsの代表は非国家アクターからの選出であり、名古屋議定書の義務の履行が相互主義に基づく締約国間の調整にとどまらないことを示す事例として注目に値する。

また、名古屋議定書の遵守手続は、その任務遂行に当たり、遵守の問題とその解決の選択肢に関する経験を共有するために、他の協定の遵守委員会と協議することができる点も特徴的である。主要な MEA の中でこのような協議規定を置く遵守手続は見当たらない。これは名古屋議定書第4条で確認しているように、同議定書が他の国際協定、とりわけ食糧農業植物遺伝資源条約をはじめとする関連条約との調整や抵触を強く意識していることの表れと言える。

名古屋議定書の遵守手続にかかる事案については、同議定書が MEA であることから、締約国全体(erga omnes partes)の義務の遵守を確保することはもちろんであるが、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分を目的とすることから、必然的に遺伝資源提供国と利用国の間の関係で生じる二国間の義務も想定され、両者の義務の相互関係が問題となる。また同議定書が特に重要視している ILCs と締約国との間の国際的な義務の遵守、さらに締約国と私的団体との間の関係に関する遵守の側面については、名古屋議定書の固有の問題として留意しておかなければならない46)。

<sup>46)</sup> Elisa Morgera Elsa Tsioumani and Matthias Buck, Unraveling the Nagoya Protocol: A Commentary on the Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing to the Convention on Biological Diversity, Brill, 2014, pp.352-360.

#### 2 名古屋議定書遵守手続から見る多数国間環境協定の遵守手続の方向性

止及 環境情報アクセス 参加・オーフス条約 210 E をは 毲 1の締約国 1務局 :衆からの通料 助言及び援助 勧告 遵守戦略の提出 民と 业 # 助言及び接更
適合
遵守職務の指 ・ 本達守 ・ 本達守 ・ 本達守 ・ 本書 ・ 本籍の権工 ・ その他の指出 名 同一国の国 以上合むこと ない。 . 的, 議的 2002年10月 9 対立 協調 1998年( 第15条 個人資格 分単で #42  $\stackrel{\circ}{\infty}$ WW. び援助 び技術の支援 割の I締約国か 量取引の移転資  $\stackrel{>}{\sim}$ I締約国か 促進部・教行部各10 (計20名) 5つの地理的グル 5つの地理的グル 155名1名 8展途上小島嶼匿名 名 指約国か 画 の作成 量の3巻 助長) 京都議定書 小籍約国 高約国 中間回用 12.H 抽 12月 守の促済 制 ME 答 皮皮 1997年1 第18条 個人資料 不遵令 他の編 事務履 至 か発 - 暦を罪り 樹無 ی 2 2 攤 ・適当な援助 ・警告 ・特定の権利停止及び 特権の停止 阿定 平な地理的配分 破壊物 一ル議知 1<u>992</u>年11月 (1998年11月改正) 友誼的解? M 뛰 ・不遵守締約国・他の締約国・事務局 協定の遵守 ゾン層6 トリオ-6 事案の 保 締約国 # 第8条 10名 衡斗 40 52861 H , 費用効果的, , 非対立的, 非 う, 法的非拘束 力的 多数国間環境 最大14名 7つの FAO 地域か ら各2名まで 各締約国から1名を 超えない ば支援 -面の作成要請 :告書の送付観 .農業植物遺行 源国際条約 責任, 不遵气 Ħ ・不遵守締約国・他の締約国・理事会 説明] 遵守の促進, 対処  $\blacksquare$ 2001年11月 調えて n 個人資格 簡素的, 促進的, 司 法的, 的, 協力, 食糧』 資源 第21条 2011年3 透明性, 義誠実, ••• 助行道 40 姆 助言又は支援 支援勧告 - 遵守行動計画の作成 要請 - 進歩報告書の送付勧 不遵守が継続する場合は再検討条項(第35条)に基づく措置 刑 100 非敵 迅速 10 15名 5つの地理的グル-プから各3名 バイオセーフティ・ カルタヘナ議定書 46 不遵气 [素的, 促進的, 1的, 協力的 透明性, 公平性, 性, 予見可能性 表 m H 不遵守締約国他国の不遵守 被影響国事務局 遵守の促進, 対処 2 H 個人資格 2000年1 2004年2 第34条 • 要。告。合《 簡対 . . 15名 5つの地理的グルー プから各3名 ※オブザーバーとして 先住人民及び地域社会 から2名 近手続,法 是別性,透 1責任,予見 1義誠実,効 の作成 守続重念宣す大頭言す大頭言るなに 不遵守の 簡進果 報告書の送付勧 商力的, 信 的, 促進費用効果 個人の専門家の資格 名古屋議定書 ・不遵守締約国 ・他の締約国 ・COP/MOP :敵対的, 協力 (1), 迅速的 (1), 柔軟的, 基 遵守の促進, 対処 適無明信 2014年10月 2010年10月 第30条 指索的的 . . . K 出 続の性格 华 不遵守の 帰結 条約採択年月 根拠条文 手続採択年月 の港 金の の強 噩 手続の田 雑の 平原 員成 委員( 奏費

オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を皮切りに、MEA は その内部制度として遵守委員会を設置し、その義務不履行に対する独自の 手続を規律している(表参照)。その目的は、概ね遵守の促進と不遵守の 事案への対処であり、国家責任法に基づく法的帰結とは一線を画する。数 少ない例外として、京都議定書の強制部会による遵守手続が、その目的であ る環境十全性を保証するための不遵守の回復のために、同議定書第3条1 項の規定に基づく約束の不遵守に対して、例えば当該不遵守国の第二約束 期間の割当量から超過排出量の1.3倍を差し引くことを決定できる47)が、 この決定が行われた事例はない<sup>48)</sup>。名古屋議定書遵守手続の起草渦程に おいても、一部の途上国が懲罰的な性格を主張したが、最終的には採用さ れなかった。MEA が普遍的参加を要請していることに鑑みれば、この傾 向はグローバルな環境問題に対応する国際制度の一つの方向性として確立 しつつあると言える。この他に、手続の性格として、促進的、非敵対的、 簡素的、協力的といった柔軟で友誼的な対応を指向することが一般化しつ つある<sup>49)</sup>。ただし、名古屋議定書やカルタへナ議定書が想定しているよ うに、大規模又は継続的な不遵守、とりわけ国家の資金や能力不足とは異 なる意図的な不遵守に対する対応については検討の余地を残している。こ の点に関して、カルタヘナ議定書の遵守手続は、不遵守が継続する場合に は、COP/MOP が再検討プロセスの枠内で議定書第35条に従って別の決

<sup>47)</sup> Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol on its first session, held at Montreal from 28 November to 10 December 2005, FCCC/KP/CMP/2005/8, 30 Mar. 2006, p.105.

<sup>48)</sup> 第一約束期間に締約国であったカナダは割当量を大幅に超過していたが、第一約束期間 終了直前の2012年に議定書を脱退したこともあり、この手続はとられなかった。京都議定 書の遵守手続について、拙稿「地球環境条約における遵守手続の方向性――気候変動条約 制度を素材として」『国際法外交雑誌』第101巻2号(2002年)243-266頁。なお、京都議 定書を継承するパリ協定は、「透明で、非敵対的及び非懲罰的」性格と機能を有した委員 会の設置を予定しており(第15条)、気候変動に関する MEA の遵守手続は大きく軌道修 正されることになる。

<sup>49)</sup> 松井芳郎『国際環境法の基本原則』(東信堂, 2010年) 320-321頁。

定を行う可能性を留保している。名古屋議定書の遵守手続も、 大規模な又 は継続的な不遵守の事案について、COP/MOP の権限を定める議定書第 26条4項.及び国際法の適用可能な規則に従い、重大な措置の必要性を念 頭に置き、他の何らかの措置を決定することを可能にしている(F節3項 (d))。これらは、両議定書がその条文の中で共通して規定しているとおり、 遵守手続の目的である「不遵守の事案への対処」であり、不遵守の原因や 頻度によっては、支援や協力といったソフトな対応以外の措置も最初から 排除されるべきではない。絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引 に関する条約(通称ワシントン条約又はCITES)の締約国会議が2007年に採 択した遵守手続50)では、その原則を支援的かつ非敵対的としながらも (第4項)、締約国の遵守問題がまだ未解決なままで、当該締約国が遵守達 成の意思を示さない場合。又は非締約国が条約第10条に規定される書類を 発給していない場合に、常設委員会が一以上の条約に掲載される種の標本 の商取引又はすべての取引の一時停止を勧告することを決定できる(第30 項)。懲罰的性格を有するこの措置が、条約第11条3項を根拠にするもの であるとすれば<sup>51)</sup>.名古屋議定書第26条4項も同様の措置を可能とする。

加えて、名古屋議定書は、効率性、透明性の他に、公平性、適正手続、法の支配、無差別性、説明責任、予見可能性、信義誠実といった司法機関を類推させる手続原則を掲げている点にも留意する必要がある。言うまでもなく、遵守手続は紛争解決手続とは別個に機能することが確認されており、いわゆる司法手続とは異なる。他方で遵守手続の信頼性の確保という観点から、上記の原則が指針とされたことは重要である。

委員の姿格について、モントリオール議定書では、履行委員会が締約国 によって構成されているが、その後の MEA では、それぞれ関連する環境 問題に精通した専門家を締約国が指名し、個人の資格で参加することに

Guide to CITES compliance procedures annexed in Resolution Conf. 14.3, at https:// www.cites.org/eng/res/14/14-03C15.php

<sup>51)</sup> Elisa Morgera Elsa Tsioumani and Matthias Buck, supra note 46, p. 350, n.21.

よって独立かつ公正な審査手続を確保している<sup>52)</sup>。名古屋議定書においても、遵守手続の交渉過程で委員の資格を国家代表とするべきとする意見もあったが、最終的には「個人の専門家の資格」で任務を遂行することになった。近年の遵守手続は、MEA の義務違反に対して脱政治化を図る観点から個人資格の形式を取ることが一般化しつつある<sup>53)</sup>。

また、遵守手続の開始は、不遵守国(その懸念を持つ国を含む。)自身の自己申告や多くの情報を持つ議定書の機関(事務局であることが多い。)の申請に加えて、他の締約国を含めるか否かについて、手続の性格(非敵対性)との関係から議論の余地がある。またいわゆる自由権規約の国家通報制度が事実上機能していない事実に鑑みれば、他の締約国による手続申請の実効性も疑問が残る。この点について、名古屋議定書は採用しなかったが、カルタへナ議定書が他国の不遵守による被影響国にのみ申請の権利を付与している点については、遵守手続と紛争解決手続との関係を検討する上で留意する必要がある。その他に、オーフス条約で認められている公衆からの通報による手続の開始も名古屋議定書では採用されなかった。もっとも、これは同条約が環境問題における情報へのアクセス、政策決定への公衆参加、及び司法へのアクセスを目的としている特殊性によるとことが大きい。このような非国家アクターによる遵守手続への関与に関連して、名古屋議定書においてオンブズマン制度の導入が検討されたことに留意すべきである。議定書交渉時にも提案されていた540同制度は、最終的に遵

<sup>52)</sup> 最近採択された遵守手続の中では、長距離越境大気汚染条約の議定書共通の遵守手続が、個人ではなく条約の9の締約国によって履行委員会を構成する。これは複数の議定書を横断する委員会を設置しているという特殊性もその一因と考えられる。Decision 2006/2, Implementation Committee, its structure and functions and procedures for review, ECE/EB,AIR/2006/2, 14 Dec. 2014.

<sup>53)</sup> なお、バーゼル条約の遵守手続は個人資格か締約国代表かを明確にしていない。VI/12. Establishment of a mechanism for promoting implementation and compliance, in Report of the Conference of the Parties to the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal, UNEP/CHW.6/40, 10 Feb. 2003, p.46.

<sup>54)</sup> Report of the Third Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open-ended Working

守手続から削除されたが、制度の様態に関して研究する委員会設置の可能性を検討し、遵守の困難に対処する途上国と ILCs を支援する柔軟な制度の必要性を検討することが確認された<sup>55)</sup>。遵守の促進を側面から支援する可能性の一つとして今後の動向が注目される。

### おわりに

採択から約4年を経て名古屋議定書は無事発効したが、周知の通り、日本をはじめとして先進国の参加は芳しくない<sup>56)</sup>。その一方で地域別に見ると、原締約国50か国の中では、アフリカ諸国が23か国と圧倒的に多い。これらの事実は、同議定書に対する遺伝資源利用国の不安と提供国の期待を如実に物語っている。他方で、遵守手続をはじめとして、名古屋議定書に基づく制度の運用規則は COP/MOP 開催後、着実に立法化が進められている。これらの交渉の中で意思決定権を有するのは言うまでもなく締約国である。すなわち、多数国間環境協定は条文の採択で立法作業が終わるのではなく、締約国会議での交渉の中で継続的に深化と発展を図っている。

COP/MOP1 で遵守手続及び制度を承認した名古屋議定書の遵守委員会も、2016年4月に第1回会合を開催し、同議定書の遵守を促進し、不遵守に対処するための活動に着手することになっている。具体的な不遵守に対する帰結の決定はまだ先だと考えられるが、一般国際法とは異なる国際環境法の特殊性の一つと位置づけることができる遵守手続の事例の蓄積として、今後の活動に注目していく必要があろう。

加えて、名古屋議定書には、多数国間の利益配分(第10条)や他の国際

Group on Access and Benefit-sharing, UNEP/CBD/COP/10/5/Add.5, 17 Oct. 2010, p.21.

<sup>55)</sup> Supra note 35, p.30, para. 2(b).

<sup>56)</sup> 原締約国50か国(EUを除く。)のうち、OECD 加盟国は、6 か国(デンマーク、スペイン、スイス、ノルウェー、ハンガリー及びメキシコ)に止まる。

協定及び国際機関との関係(第4条)など、今後の議論に委ねられている 課題も数多く残されている。例えば、海洋遺伝資源に関して、国連総会 は、2015年6月に国家管轄権外の海域における海洋生物多様性の保全と持 続可能な利用に関して国連海洋法条約の下の国際的な法的拘束力のある文 書を作成すべきとする総会決議を採択した<sup>57)</sup>。今後は、名古屋議定書の 実施とその実効性を検討すると共に、議定書と他の国際条約及び国際機関 との相互連関や最適化(de-fragmentation)の可能性を追究していかなけれ ばならない。

\* 本稿は、平成27年度科学研究費補助金(基盤B)による研究助成(研究課題「名古屋議定書における人権、経済及び他の協定との相互連関――京都議定書との比較研究――|)の成果の一部である。

<sup>57)</sup> Development of an international legally binding instrument under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, A/RES/69/292, 6 July 2015.